

平成25年度 市民参加の実施状況報告書(対象区分順)

資料1

1 市民参加の対象事項

- ① 条例の制定・改廃(市政に関する基本的な方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃)
- ② 計画の策定・変更(総合計画及び市の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更)
- ③ 制度の導入・改廃(広く市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃)
- ④ 施設の設置の策定・変更(広く市民の公共の用に供される施設の設置に係る基本計画等の策定又は変更)
- ⑤ 上記以外で市民参加の対象とする事項

2 市民参加の方法

ア 審議会等 ※審議会等の名称を備考欄に記入してください。

イ パブリックコメント

ウ 市民説明会

エ ワークショップ

オ その他()

No.	対象区分	対象事項	対象事項の概要	市民参加の方法	実施時期	備考欄	担当課
1	①	安城市防犯カメラの設置及び運用に関する条例の制定	公共の場所における防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めることにより、防犯カメラを有効に利用した安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与するとともに、市民等の権利利益の保護を図ることを目的として、条例制定した。	イ	12/18～1/17		市民安全課
2	①	安城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	地方税法の改正に伴う国民健康保険税の課税限度額及び軽減制度の改正について、国民健康保険運営協議会上に上程し審議した。平成26年4月1日施行予定	ア	平成26年1月	国民健康保険運営協議会	国保年金課
3	②	安城市多文化共生推進プランの策定	安城市多文化共生プランを策定した。	ア イ	6月～2月(4回) 12月～1月	安城市多文化共生プラン策定委員会	市民協働課
4	②	第4次障害者福祉計画の策定	障害者基本法に基づき、安城市における障害者の状況等を踏まえ、安城市における障害者のための施策に関する基本的な計画である「障害者福祉計画」を策定する。	オ (アンケート) ア	11月 9月	安城市障害者福祉計画策定委員会	障害福祉課

No.	対象区分	対象事項	対象事項の概要	市民参加の方法	実施時期	備考欄	担当課
5	②	第3次安城市地域福祉計画の策定	社会福祉法第107条の規定に基づき、住民が身近な地域社会で自立した生活が営めるように、地域に存在する公私の多様な主体が協働して、住民の社会福祉活動の組織化を通じた個性ある地域社会の形成を目指すため、第3次安城市地域福祉計画を策定する。	ア	6月、9月、10月、11月、2月	ア:安城市地域福祉計画策定協議会	社会福祉課
				イ	12月から1月	平成24年度から平成25年度にかけて策定	
				オ (地域福祉啓発フォーラム)	5月25日		
6	②	あんジョイプラン7の策定	高齢者が健康で生きがいを持ち、また介護が必要となっても安心して暮らせるよう、老人福祉事業及び介護保険事業の各種施策を効率的に実施する計画を策定する。	ア	9月、2月	あんジョイプラン7策定委員会	介護保険課
				エ	1月、3月		
7	②	健康日本21安城計画の最終評価及び第2次計画策定	平成24年度に作成した基礎調査報告書や事務実績等に基づいて最終評価報告書を作成する。また、第2次計画を策定する。	ア	5/10,9/27,10/29,11/12,2/4	第2次健康日本21安城計画策定委員会	健康推進課
				イ	12月		
				オ(意見交換会)			
8	②	西三河都市計画事業安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業審議会	仮換地の指定、保留地予定地の決定について審議した。	ア	7月、10月、1月		区画整理課
9	②	西三河都市計画事業安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業評価員会	保留地の評価について協議した。	ア	8月、11月、2月		区画整理課
10	②	第3次生涯学習推進計画の策定	第2次生涯学習推進計画(H17～26)の最終評価と次の計画(H27～)策定の基礎調査のため市民アンケートを実施した。あわせて市民公募委員の参加も含めた策定委員会を開催し、策定を進めている。	ア	H25.8月、H26.3月	ア:第3次生涯学習推進計画策定委員会	生涯学習課
				オ(アンケート)	H25.10月		
				エ	H26.2月		
11	②	スポーツ振興計画の最終評価	平成26年度に終期を迎える現計画の最終評価をするために、アンケート調査を実施し、概要版を作成した。	ア	5, 11, 3月	スポーツ振興計画策定委員会	スポーツ課
				エ	3月		
12	④	中心市街地拠点施設整備の実施状況	旧更生病院跡地に計画している「拠点施設」整備における事業者選定状況や施設概要の説明	ウ	2月		南明治整備課 中央図書館

No.	対象区分	対象事項	対象事項の概要	市民参加の方法	実施時期	備考欄	担当課
13	⑤	総合計画の進捗管理及び実施計画の策定	安城市総合計画審議会条例に基づき、安城市総合計画の調整及び実施に関する審議を行う	ア	11月	安城市総合計画審議会	企画政策課
14	⑤	市長マニフェストの進捗管理	市長マニフェストの進捗状況を行政改革懇話会で報告し、委員の方に意見をいただく	ア	1月	行政改革懇話会	企画政策課
15	⑤	新美南吉生誕百年記念事業について	安城市新美南吉生誕百年記念事業実行委員会設置要綱に基づき、新美南吉生誕百年記念事業についての協議等を行う	ア	6月 9月 1月	実行委員会	企画政策課
16	⑤	第5次行政改革大綱アクションプランの進捗管理	第5次行政改革大綱アクションプランの期末の進捗状況を行政改革懇話会に報告し、委員の方から意見をいただく。	ア	5月	行政改革懇話会	経営管理課
17	⑤	第5次行政改革大綱アクションプランの中間見直し	第5次行政改革大綱アクションプランの中間期における見直しに対して行政改革懇話会で報告し、委員の方から意見をいただく。	ア	11月	行政改革懇話会	経営管理課
18	⑤	ISO9001外部評価	ISO9001の平成24年度実績を行政改革懇話会で報告し、委員の方から意見をいただく。	ア	5月	行政改革懇話会	経営管理課
19	⑤	事業仕分け	安城市が実施している事務事業(公共サービス)について、予算の削減ありきではなく、事業の必要性や事業手法が適切かどうかを市民とともに考えるため、事業仕分けを実施する。市による選定と市民による選定(事業仕分け委員会等)で対象事業を選定し、事業仕分けを実施する。	ア オ(事業仕分け)	5月、7月、10月(3回) 8月(3回)	ア:事業仕分け委員会 オ:事業仕分け(模擬仕分け1日、本番仕分け2日)	経営管理課
20	⑤	指定管理施設のモニタリング	指定管理者の施設の管理運営について、第三者の視点から客観的に評価を行うため、指定管理者外部評価部会による外部評価を実施する。	ア	6月(2回)、7月(1回)	指定管理者外部評価部会	経営管理課
21	⑤	指定管理者の選定	公の施設の管理運営を行う指定管理者の候補者を、指定管理者選定委員会で選定する。	ア	6月(1回)、9月(1回)、10月(2回)	指定管理者選定委員会	経営管理課
22	⑤	外国人住民との意見交換会	国籍や民族などの異なる人々が共に生活していくために、外国人住民と意見交換会を開催し、今後の多文化共生施策の参考のため実施した。	エ	10月20日(1回)		市民協働課

No.	対象区分	対象事項	対象事項の概要	市民参加の方法	実施時期	備考欄	担当課
23	⑤	市民参加の実施状況	市民参加の実施状況及び実施予定事項への評価と、パブリックコメントの効果的な運用方法について審議した。	ア	5月16日	安城市市民参加推進評価会議	市民協働課
24	⑤	第2次安城市男女共同参画プランの実施状況	第2次安城市男女共同参画プランの平成24年度の実施状況について審議した。	ア	5月21日	安城市男女共同参画審議会	市民協働課
25	⑤	第3次安城市男女共同参画プランの推進	第3次安城市男女共同参画プランの推進について審議した。	ア	5月21日 9月30日	安城市男女共同参画審議会	市民協働課
26	⑤	安城市市民協働推進計画の推進	市民協働推進計画内のスタートアップ事業について、実施方法等を審議する。	ア	6月7日、8月30日 11月27日、 3月15日	安城市市民協働推進会議	市民協働課
27	⑤	地域密着型サービス事業の指定、運営について	介護保険法に規定する地域密着型サービス事業の適正な運営を確保する。	ア	8月、11月、2月	安城市介護保険地域密着型サービス運営委員会	介護保険課
28	⑤	あんジョイプラン6の進捗管理	介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の円滑かつ適切な実施を図る。	ア	9月、3月	安城市介護保険運営協議会	介護保険課
29	⑤	地域包括支援センターの設置、運営について	安城市地域包括支援センターの公正・中立性の確保並びに円滑かつ適正な運営を図る。	ア	9月、3月	安城市地域包括支援センター運営協議会	介護保険課
30	⑤	健康づくり及び保健事業の推進	市民の健康保持、推進を図り、保健事業を円滑かつ効果的に推進する。	ア	5/30,3/13	健康づくり推進協議会	健康推進課
31	⑤	一般廃棄物処理基本計画の進捗管理及び実施計画の策定	一般廃棄物基本計画に基づき、資源循環型社会の構築に向け、ごみの再資源化及び減量化施策を推進させるため、ごみの減量、再資源化等への具体的方策の調整及び実施策を協議した。	ア	5～3月(4回)	ごみ減量推進委員会	ごみゼロ推進課
32	⑤	下水道事業説明会	下水道整備工事を行う地区の土地所有者及び住民を対象に、受益者負担金制度、下水道工事の内容、下水道への接続、下水道使用料等の説明をする。	ウ	5月	下水道建設課と共同開催	下水道管理課